

証 明 願

申請年月日

年 月 日

刈谷市農業委員会会長 殿

農地等の相続人氏名

刈谷 太郎

印

次の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1 被相続人に関する事項

刈谷市及び他市町村を含む農地及び採草放牧地の合計面積を記載する。※貸付地は含めない。

住 所	刈谷市東陽町〇丁目〇番地	氏 名	刈谷 一郎	職 業	農業
相 続 開 始 年 月 日	令和 〇年〇月〇日 (被相続人の死亡日)	農地等の生前一括贈与をうけていた場合には、その年月日			年 月 日
被相続人の所有面積	耕地農地	10,000㎡	被相続人が農業経営者の氏名 農業経営者と被相続人との同居・別居でない場合	農業経営者の氏名	
	採草放牧地	㎡		農業経営者と被相続人との同居・別居	
	合 計	10,000㎡		同居・別居の別	
特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている者である場合	分 類		特定貸付け ・ 営農困難時貸付け 認定都市農地貸付け ・ 農園用地貸付け		
	貸 付 年 月 日		令和〇年〇月〇日開始※特定貸付の場合記載		
	貸付先の農業経営者の氏名		刈谷 次郎 ※特定貸付の場合に記載		
	その他参考事項				

2 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住 所	刈谷市東陽町〇丁目〇番地	氏 名	刈谷 太郎	職 業	農業
生年月日	昭和〇年〇月〇日	被相続人との続柄	長男	相続開始の時に同居 被相続人との同居・別居の別	同居 別居 農業に従事した実績の有無 有 無
特例の適用を受けようとする農地等の明細		別表のとおり	左記の農地等による農業経営の開始年月日等		令和〇年〇月〇日
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項 (特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等に関する事項)		自作の場合：今後も引き続き農業経営を行います (自作の場合：被相続人の死亡日) (特定貸付の場合：(特定貸付・全部 or 一部)) ※特定貸付の場合「特定貸付 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記入			
身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無					有 ・ 無
その他参考事項		他市農業委員会にも証明願を提出する場合、その旨及びその市町村名とその市町村にある特例を受ける農地の面積を記載する。			

(2) 農地等の相続人の推定相続人（生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合）

住 所		氏 名		職 業	
生年月日	年 月 日	相続人との続柄		使用貸借による権利設定年月日	年 月 日
使用貸借に係る農地等の明細		別表のとおり	左記の農地等による農業経営開始年月日		年 月 日
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項					
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項					

上記証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。

年 月 日

刈谷市農業委員会会長

印

※割印をしてください

特 例 適 用 農 地 等 の 明 細 書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所	※ 3 年毎の継続届出書の整理欄				
	刈谷市東陽町〇丁目〇番地	(第 1 回)	(第 2 回)	(第 3 回)	(第 4 回)	
	氏名 刈谷 一郎	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
相 続 開 始 年 月 日		令和 〇年 〇月 〇日	(第 5 回)	(第 6 回)	(第 7 回)	(第 8 回)
農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日		年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

特 例 適 用 農 地 等 の 明 細										
番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所 在 場 所	市街化区域内外の別	特定貸付農地等	営農困難時貸付農地等	認定都市農地貸付農地	農園用地貸付農地	面 積 (㎡)	※譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1	畑	田	刈谷市小垣江町西屋敷〇番〇〇	内・ 外	〇				500	
2			※以下余白	内・外						
3			※現況地目を記入	内・外						
4				内・外						
5				内・外						
6				内・外						
7				内・外						
8				内・外						
9				内・外						
10				内・外						
11				内・外						
12				内・外						
13				内・外						
14				内・外						
15				内・外						
16				内・外						
17				内・外						
18				内・外						
合 計									500	

